

平成31年3月
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

平成31年2月27日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記	
第 1		会議録署名議員の指名		
第 2		会期決定について		
第 3	議案第 1 号	平成31年度大竹市一般会計予算	予 算 説 明 (一 括)	
第 4	議案第 2 号	平成31年度大竹市国民健康保険特別会計予算		
第 5	議案第 3 号	平成31年度大竹市漁業集落排水特別会計予算		
第 6	議案第 4 号	平成31年度大竹市農業集落排水特別会計予算		
第 7	議案第 5 号	平成31年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算		
第 8	議案第 6 号	平成31年度大竹市土地造成特別会計予算		
第 9	議案第 7 号	平成31年度大竹市介護保険特別会計予算		
第10	議案第 8 号	平成31年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算		
第11	議案第 9 号	平成31年度大竹市水道事業会計予算		
第12	議案第10号	平成31年度大竹市工業用水道事業会計予算		
第13	議案第11号	平成31年度大竹市公共下水道事業会計予算		
第14	議案第14号	大竹市情報公開条例及び大竹市個人情報保護条例の一部改正について		総務文教付託
第15	議案第15号	大竹市コミュニティサロン設置及び管理条例の一部改正について		生活環境付託 (一 括)
第16	議案第21号	大竹市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部改正について		生活環境付託
第17	議案第24号	大竹市地区集会所の指定管理者の指定について	生活環境付託	
第18	議案第16号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	生活環境付託	
第19	議案第17号	大竹市阿多田保育園設置及び管理条例の制定について	生活環境付託 (一 括)	
第20	議案第18号	大竹市保育所設置条例の一部改正について	生活環境付託	
第21	議案第19号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	生活環境付託	
第22	議案第20号	大竹市介護保険条例の一部改正について	生活環境付託	
第23	議案第22号	大竹市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について	生活環境付託	
第24	議案第23号	大竹市火災予防条例の一部改正について	総務文教付託	
第25	議案第25号	大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定について	総務文教付託	
第26	議案第26号	大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定について	生活環境付託	

て

第27	議案第27号	工事請負契約の締結について	総務文教付託
第28	議案第12号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理について	総務文教付託
第29	議案第13号	大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について	生活環境付託 (一 括)
第30	議案第28号	平成30年度大竹市一般会計補正予算(第4号)	総務文教付託
第31	議案第29号	平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	生活環境付託
第32	議案第30号	平成30年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第2号)	生活環境付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 議案第 1号から日程第13 議案第11号(説明・継続)
- 日程第14 議案第14号(説明・付託)
- 日程第15 議案第15号から日程第17 議案第24号(説明・付託)
- 日程第18 議案第16号から日程第22 議案第20号(説明・付託)
- 日程第23 議案第22号(説明・付託)
- 日程第24 議案第23号(説明・付託)
- 日程第25 議案第25号(説明・付託)
- 日程第26 議案第26号(説明・付託)
- 日程第27 議案第27号(説明・付託)
- 日程第28 議案第12号から日程第32 議案第30号(説明・付託)

○出席議員(15人)

1番	児玉朋也	2番	小田上尚典
3番	末広和基	4番	賀屋幸治
5番	北地範久	6番	西村一啓
7番	和田芳弘	8番	大井 涉
9番	網谷芳孝	10番	藤井 馨
11番	山崎年一	12番	細川雅子
13番	寺岡公章	14番	田中実穂
15番	山本孝三		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

市		長	入山欣郎
副	市	長	太田勲男
教	育	長	大石 泰

総務部長
市民生活部長
健康福祉部長兼福祉事務所長
建設部長
上下水道局長
消防長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
企画財政課長
自治振興課長
地域介護課長
監理課長
上下水道局業務課長
総務学事課長

吉岡和範
香川晶則
米中和成
坪浦伸泰
高津浩二
橋村哲也
中村一誠
三原尚美
伊崎喜教
佐伯和規
豊原学
北林繁喜
真鍋和聰

○出席した事務局職員

議会事務局長
議事係長

中曾一夫
加藤豪

会期決定について

平成31年3月大竹市議会定例会（第1回）の会期を、次のとおり定める。

平成31年2月 27日提出

大竹市議会議長 児玉朋也

自 平成31年 2月27日

24日間

至 平成31年 3月22日

会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
2. 27	水	本会議		・開会 ・会期決定 ・当初予算説明 ・一般議案上程（付託） ・散会
28	木	休会	生活環境委員会	付託案件審査 10時～
3. 1	金			
2	土			
3	日			
4	月		総務文教委員会 基地周辺対策特別委員会	付託案件審査 10時～
5	火			
6	水	本会議		・一般質問及び総括質疑 （予算特別委員会設置・付託） ・一般議案委員長報告（表決）
7	木	（予備日）	予算特別委員会	正副委員長互選
8	金	休会		
9	土			
10	日			
11	月		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
12	火			※市内中学校（大竹、小方、玖波）卒業式
13	水		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
14	木		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
15	金		予算特別委員会（予備日）	
16	土			
17	日			
18	月			
19	火			
20	水			※市内小学校（玖波、小方、大竹、栗谷）卒業式
21	木			（春分の日）
22	金	本会議		・予算議案委員長報告（表決） ・閉会

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより平成31年第1回大竹市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

定例会開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、このたびの定例会では、さきの議員全員協議会におきまして概要を御説明させていただきましたように、平成31年度当初予算案を御提案させていただきたいと存じます。平成31年度当初予算の案につきましては、第5次大竹市総合計画、わがまちプランの後期計画及び大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略を基軸とした予算編成としております。

これまでもいろいろな場面で申し上げてまいりましたが、完成までに多くの時間と費用がかかるどんな大きな事業であろうとも、先延ばしをするのではなく、少しずつでも前進させ、30年、50年かけてでもやり遂げることが大切でございます。人心と力を結集すれば、必ずよいまち、誇りに思えるまち大竹を実現できると考えております。これからも先を見据えて、今できることにしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

それでは、御提案いたします議案についてでございますが、平成31年度当初予算案を初め、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理について、条例の制定または一部改正について、指定管理者の指定について、工事請負契約の締結について、一般会計及び特別会計の補正予算案など合わせて30案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、ぜひ議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、7番、和田芳弘議員、8番、大井渉議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（児玉朋也） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月22日までの24日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、会期は24日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第13〔一括上程〕

議案第 1号 平成31年度大竹市一般会計予算

議案第 2号 平成31年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成31年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案第 4号 平成31年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案第 5号 平成31年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第 6号 平成31年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第 7号 平成31年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第 8号 平成31年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9号 平成31年度大竹市水道事業会計予算

議案第10号 平成31年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第11号 平成31年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（児玉朋也） 日程第3、議案第1号平成31年度大竹市一般会計予算から日程第13、議案第11号平成31年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 平成31年度の当初予算案の上程に当たりまして、私の市政運営の基本的な考え方と新年度の主な施策について説明させていただき、議員の皆様並びに市民の皆様のご理解と御協力を賜りたいと思います。

多くの市民の皆様と、よいまちの実現に向けてつくり上げた第5次大竹市総合計画、わがまちプランも、残すところ2年となります。私はこれまでいろいろな場面で、完成までに多くの時間と費用がかかるどんな大きな事業であろうとも、30年、50年かけてでもやり遂げること、先延ばしにするのではなく一歩一歩前進することの大切さを申し上げてまいりました。人心と力を結集すれば、必ずよいまち大竹、誇りに思えるまち大竹を実現できると考えています。

平成31年度は、わがまちプランの基本構想で掲げるまちづくりのテーマ、住みたい、住んでよかったと感じるまちの基本目標のうち、生活基盤が整ったまち、安全なまち、安心できるまち、心にゆとりを感じるまち、の実現に向けた施策を中心に編成いたしました。

わがまちプラン10年間の基本構想でまちづくりのテーマとして掲げている、住みたい、住んでよかったと感じるまちの実現のため、特に災害に強いまちへ向けて、必要な事業を

できる限り盛り込んだ予算となっています。

平成31年度の一般会計の歳入歳出予算規模は、149億9,218万8,000円で、前年度と同規模でございます。この予算規模の前提となる、歳入の見込みでございます。

市税収入は、前年度比1.7%の減少を見込んでいますが、地方交付税は市税の減少等による増加を見込んでいます。一般財源総額は1.9%の減少としています。

市債は、可燃ごみ広域処理事業が大幅に減少したことと、大規模事業の実施に備え、これまで積み立ててきた地方創生事業基金を活用し、市債発行額を抑制したことにより、前年度比20.4%の減少を見込んでいます。

それでは、一般会計の主な事業につきまして、新規及び拡充事業から幾つかの事業を説明いたします。

まず、生活基盤が整ったまちづくりとしまして、大竹駅周辺整備事業が本格化します。平成31年度は、自由通路や橋上駅及び東西広場の工事に必要な実施設計や用地取得、物件補償などを行います。また、晴海臨海公園整備事業に引き続き取り組みます。平成31年度は、シーサイドゾーンの整備を行います。

次に、安全なまちづくりとしましては、防災拠点の機能を確保するため、本庁舎の耐震補強等を行います。また、大型化学消防ポンプ自動車を更新します。

安心できるまちづくりとしましては、子育てしやすいまちづくりを進めるため、本庁舎駐車場内に公立保育所と子育て支援関連施設を整備いたします。平成31年度は、施設の設計を行います。

心にゆとりを感じるまちづくりとしましては、耐震性に問題のある大竹会館の旧館と新館を解体し、建てかえを行い、公共施設の規模適正化、防災拠点の機能強化、利用者の利便性の向上を図ります。

行政・社会の仕組みづくりとしましては、市民の皆様と行政がともに目指す未来に向けた新しい指針、大竹市まちづくり基本構想等の作成に着手いたします。また、これまで行っている事業、今後の予定事業を中長期的な視点で円滑に推進するため、各種基金への積み立てを行います。

公営企業会計を除く特別会計は、7会計の合計で72億7,923万9,000円と、前年度比で5.9%の増となっております。

国民健康保険特別会計では、県全体で保健事業を推進する体制を整えていく中で、本市では生活習慣病の早期発見・早期治療、重症化の予防を積極的に進めるため、引き続き、特定健診及び全てのがん検診を受診する方の自己負担額を無料にします。

土地造成特別会計の健全化のため、引き続き一般会計から従来の土地造成特別会計への繰り出しに加え、大竹工業団地及び小方ヶ丘団地からの税収の約4分の1を繰り出します。

介護保険特別会計では、大竹市第7期介護保険事業計画に基づき、介護サービスの充実を進めるとともに、要介護状態になっても可能な限り住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

地方公営企業法の適用を受けます、水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計の3公営企業会計でございます。

水道事業会計は、支出予定総額を7億7,816万9,000円と見込み、配水管改良事業等を予定しています。

工業用水道事業会計は、支出予定総額を10億2,054万1,000円と見込み、岩国大竹道路事業に伴う送配水管移設等を予定しています。

公共下水道事業会計は、支出予定総額を15億4,803万5,000円と見込み、小島汚水中継ポンプ場の合流に係る機械電気設備改築更新事業等を予定しています。

冒頭にも申しましたが、どんな大きな事業でも、30年、50年かけてでもやり遂げること、一步一步前進することが大切でございます。日本の経済環境が急に改善することはなく、今後も厳しい財政状況が続くと思えますが、その中でも、市民の皆様が夢や希望を持てるよう、先を見据えて、今やるべきこと、やれることに取り組んでまいります。

以上、当初予算案の概略の説明とさせていただきます。

○議長（児玉朋也） この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております平成31年度各会計予算11件の議事については、この程度にとどめ、次の本会議に議事を継続したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって平成31年度各会計予算11件の議事は、次の本会議に継続することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 議案第14号 大竹市情報公開条例及び大竹市個人情報保護条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第14、議案第14号大竹市情報公開条例及び大竹市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 吉岡和範 登壇〕

○総務部長（吉岡和範） 議案第14号大竹市情報公開条例及び大竹市個人情報保護条例の一部改正について、説明申し上げます。

本件は、平成28年5月に行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、国の行政機関等において個人情報の定義の改正や要配慮個人情報の取り扱いについて規定されたことなどを踏まえて、大竹市情報公開条例及び大竹市個人情報保護条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、大きく分けて3点ございます。

1点目は、大竹市情報公開条例と大竹市個人情報保護条例に共通する事項といたしまして、個人情報の定義中のその他の記述等につきまして、文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いてあらわされた一切の事項と定義し、個人情報に含まれるものの範囲を明確にした点でございます。

2点目も、同じく個人情報の定義に関するものでございますが、大竹市個人情報保護条例におきまして、旅券番号等の特定の個人を識別することができる符号を個人識別符号と

定義し、個人識別符号が含まれる情報も個人情報に含まれることを明らかにした点でございます。

3点目は、大竹市個人情報保護条例におきまして、原則として収集してはいけないこととしておりました個人情報につきまして、これまでの定義に人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害をこうむった事実などの具体的文言を加えた上で、本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報とした点でございます。

施行期日は、平成31年4月1日としております。

以上、議案第14号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第15～日程第17〔一括上程〕

議案第15号 大竹市コミュニティサロン設置及び管理条例の一部改正について

議案第21号 大竹市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部改正について

議案第24号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について

○議長（児玉朋也） 日程第15、議案第15号大竹市コミュニティサロン設置及び管理条例の一部改正についてから日程第17、議案第24号大竹市地区集会所の指定管理者の指定についての3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 香川晶則 登壇〕

○市民生活部長（香川晶則） 議案第15号、議案第21号及び議案第24号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第15号大竹市コミュニティサロン設置及び管理条例の一部改正について説明申し上げます。

消費税法等の改正により、平成31年10月1日から消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなっております。

これに伴い、コミュニティサロン元町・栄町・玖波の3館におきましても、消費税率の引き上げ分を上乗せした利用料金に改正を行うものでございます。また、これに合わせて、現在2時間までを定額とし、延長1時間につき定額の5割を加算することとしている料金設定を1時間ごとの料金設定にすることで、利便性向上及び利用促進を図るものでござい

ます。施行期日は、平成31年4月1日とし、平成31年10月1日以後の利用について適用することとしております。

続いて、議案第21号大竹市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部改正について説明申し上げます。

本件は、大竹市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例に定める技術管理者の資格について、新たに専門職大学に係る要件を追加するよう、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

新たな高等教育機関として専門職大学等の制度を設けるため、学校教育法が改正され、本年4月1日から施行されます。

この改正に伴い、国が廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行規則で定める一般廃棄物処理施設等に配置すべき技術管理者の資格について、新たに専門職大学に係る要件を追加するよう、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則を改正したところでございます。

このため、市町村が設置する一般廃棄物処理施設に配置すべき技術管理者につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に定める基準を参酌の上、各市町村が条例で定める資格を有する者であることが規定されているところであり、今回の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正に準じ、本条例に定める技術管理者の資格について、専門職大学に係る要件を新たに追加しようとするものでございます。なお、本条例の施行期日を平成31年4月1日としております。

続いて、議案第24号大竹市地区集会所の指定管理者の指定について説明申し上げます。

木野集会所は、平成26年度の施設開設当初から、木野一丁目自治会を指定管理者に指定し、施設の管理・運営を委託しています。

市としましては、コミュニティ活動を推進するという集会所の本来の目的や施設の設置の経緯を踏まえ、引き続き木野一丁目自治会を指定管理者とすることが最適と判断し、指定の議決を求めるものでございます。指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間としております。

以上、議案第15号、議案第21号及び議案第24号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第18～日程第22〔一括上程〕

議案第16号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議案第17号 大竹市阿多田保育園設置及び管理条例の制定について

議案第18号 大竹市保育所設置条例の一部改正について

議案第19号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第20号 大竹市介護保険条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第18、議案第16号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてから日程第22、議案第20号大竹市介護保険条例の一部改正についてに至る5件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 米中和成 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（米中和成） それでは、議案第16号から議案第20号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第16号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令に基づき、災害による被災者等に対し、災害弔慰金または災害障害見舞金を支給し、もしくは災害援護資金の貸し付けを行うことを規定した条例でございます。

このたび、近年の社会情勢を踏まえ、災害援護資金の貸し付けに係る運用の見直しを目的とした法及び法施行令の改正が行われ、平成31年4月1日付で施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容は3点ございます。

1点目は、これまで貸し付けの際は借受人は必ず保証人を立てる必要がありましたが、法施行令の改正により、保証人の有無は市町村が条例で定めることとされたため、本市では被災者等の実情を考慮し、保証人は任意とする規定を設けるものでございます。

2点目は、据置期間経過後の貸し付け利率について、現在は法の規定にあわせ年3%としておりますが、法の規定が年3%以内で条例で定める率に改められたことから、本市では年3%以内で市長が別に定める率とし、保証人を立てる場合は無利子にしようとするものでございます。

なお、保証人を立てない場合の利率は、他の福祉制度における貸付金の利率を勘案し、年1%とすることを考えております。

3点目は、償還方法について借受人の償還を容易とし、債権の確実な回収を行うため、改正後の法施行令の規定にあわせ、現在の年賦償還に半年賦償還及び月賦償還を追加しようとするものでございます。

最後に附則でございますが、第1項において、本条例の施行期日を平成31年4月1日としております。また、第2項におきまして、改正前に生じた災害の被災者に対する災害援護資金の貸し付けについては、従前の例によることを定めております。

続いて、議案第17号大竹市阿多田保育園設置及び管理条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、平成31年4月1日から、阿多田児童館の児童館機能を廃止し、新たに認可外保

育施設として阿多田保育園を設置するため、本施設の管理運営について必要な事項を定めるものでございます。

現在の本市児童館の利用目的は、条例規則において、幼児から小学校児童を対象とした児童の健全な遊び場の提供や指導等としておりますが、阿多田児童館につきましては、小学校児童の利用のほか、就学前児童のための保育所機能を備えた施設として、社会福祉法人大竹市社会福祉協議会を指定管理者として現在まで管理しております。しかしながら、実際の利用状況は、小学校児童の利用は全くなく、就学前児童の保育のみとなっていることから、利用実態に即した管理運営方法をこれまで検討してまいりました。

認可外保育施設とした理由としましては、認可保育所では給食の提供が必須となることや保育時間も他の認可保育所よりも短いなど、離島という立地条件において認可保育所と同程度のサービスを提供することが困難であることから判断したものでございます。この方法は、特に離島や山間地域において、へき地保育所や認可外保育施設の設置条例を制定して全国的にも行われておりますし、また、昨年9月に開催した阿多田地区での説明会においても、これまでの保育内容を変えずに運営してほしいという御意見をいただきまして、認可外保育施設として運営することを決定したものでございます。

それでは、条例の主な内容でございますが、認可保育所を設置することが著しく困難な離島地域の児童を保育し、同地域の児童の健全な育成を図るため、地方自治法第244条の規定に基づき、認可外保育施設として、大竹市阿多田保育園を設置するものでございます。

次に、利用対象者は小学校就学の始期に達するまでの者であって、阿多田地区に居住または保護者が勤務していること。利用しようとする年度の4月1日現在満2歳以上であること。集団生活への適応ができると認められることの全てに該当するものとしております。

次に、本施設の管理は、これまでの阿多田児童館と同様に指定管理者に管理を行わせることとしており、その他、指定管理者の行う業務などについて本条例に規定をしております。また、利用時間については、午前8時30分から午後5時まで、利用料金については、児童1人につき月額6,000円を限度とし、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることとしております。

最後に、附則でございますが、本条例の施行期日を平成31年4月1日とし、準備行為として指定管理者の指定に関する手続やその他必要な準備行為は施行前に実施できること、また、本条例の制定に伴い、大竹市児童館条例から阿多田児童館を削除することを規定しております。

続いて、議案第18号大竹市保育所設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

木野保育所につきましては、平成19年4月から本町保育所の分園として保育所機能を維持することとしておりましたが、分園化の際に、当時の在籍児童がほかの保育所に転所したことから児童がいなくなり、現在まで休園状態が続いております。

本市では、昨年、大竹市公立保育所等再編基本方針を策定し、公立保育所やその他の児童福祉施設の再編整備を進めているところでございます。その中で、木野保育所につきましては、再開するとした場合、施設の老朽化が激しく危険であり建てかえが必要となることによる財政負担の問題、また加えて保育を担う職員が不足していること等を考えますと、

再開というのは非常に困難であることから、木野保育所は廃園するという方針を示しております。

この方針について、昨年11月とことし1月の2回ほど木野地域で説明会を開催いたしまして、木野地域の方々の御理解を得ることができましたので、このたび本町保育所分園木野保育所を廃園するものでございます。施行期日につきましては、平成31年4月1日からとしております。

続いて、議案第19号大竹市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容としましては、国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を58万円から61万円に引き上げるものでございます。この結果、現行の賦課限度額93万円を3万円引き上げ96万円にするものでございます。

また、国民健康保険料の応益割部分の軽減対象者のうち、5割軽減と2割軽減について判定所得基準を引き上げるものでございます。

5割軽減につきましては、現行では基礎控除額33万円に加える額としまして27万5,000円に被保険者数を乗じて算定していたところを28万円に改めるものでございます。2割軽減につきましては、基礎控除額に加える額としまして、50万円に被保険者数を乗じて算定していたところを51万円に改めるものでございます。

本条例の施行期日は、平成31年4月1日とし、経過措置として改正後の規定は平成31年度分以後の保険料について適用し、平成30年度までの保険料については、なお従前の例によるものとしております。

続いて、議案第20号大竹市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

介護保険法第115条の49では、市町村は要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業などの保健福祉事業を行うことができると規定されております。

本市では、これまでこれらの事業につきましては、介護保険の地域支援事業の中で実施してはりましたが、地域支援事業の一部を保健福祉事業として実施することにより、地域支援事業の枠に余裕が生じることで、総合事業などのさらなる充実が図れると考えております。

そこで、本市の介護保険条例に保健福祉事業を実施できるとの規定がございませんので、このたび条例に追加しようとするものでございます。本条例の施行期日は、平成31年4月1日としております。

以上、簡単ではございますが、議案第16号から議案第20号までの説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本5件は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第23 議案第22号 大竹市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について**

○議長（児玉朋也） 日程第23、議案第22号大竹市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 高津浩二 登壇〕

○上下水道局長（高津浩二） 議案第22号大竹市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、学校教育法及び技術士法施行規則の改正に伴い、水道法施行令及び水道法施行規則が一部改正され、水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する要件に専門職大学に係る要件が追加されたこと、また、資格に必要な試験科目が見直されたことに伴い、布設工事監督者の資格に関する要件を改めるため、本条例の一部を改正するものでございます。この条例の施行日は、平成31年4月1日としております。

なお、この条例の施行前に行われました技術士試験において、見直し前の試験科目を選択して合格した者については、引き続き資格要件を満たすものとした経過措置を設けております。

以上で、議案第22号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第23号 大竹市火災予防条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第24、議案第23号大竹市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

消防長。

〔消防長 橋村哲也 登壇〕

○消防長（橋村哲也） 議案第23号大竹市火災予防条例の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正は、消防法令等に違反のある防火対象物について、その違反の内容を早

い段階で利用者等に公表する制度を導入しようとするものでございます。

現在、消防法令等に違反した防火対象物に対し、違反を特定し、警告の上、期限を設けて是正を促します。履行期限に是正指導等が履行されない場合は、改修命令や使用禁止命令などを行います。命令を行った場合は違反内容などを公表することになりますが、命令に至るまでには違反調査を行い、履行期限を定め警告し、確認を行うなど相当の時間を要します。その間、建物の危険性に関する情報が利用者等に提供されない状態となります。

そのため、公表制度を導入することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高め、火災被害の軽減を図るとともに、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置を促進させるものでございます。施行期日は1年程度の周知期間を設け、平成32年4月1日としております。

以上、議案第23号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第25 議案第25号 大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定について

○議長（児玉朋也） 日程第25、議案第25号大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） 議案第25号大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

大竹市手すき和紙作業所は、大竹市の伝統文化である手すき和紙の製造技術を後世に継承していくための施設として平成7年度に開設し、おおたけ手すき和紙保存会に業務委託し、管理してまいりました。

今年度、これまでの施設に加え、体験学習、製品展示、多目的利用等ができる新たな施設を整備しております。今後の施設全体を効果的で発展的に運営管理するため、指定管理者として手すき和紙の製造技術等に精通し、また、学校教育活動へ積極的に協力するなど、地域に根差した団体である、おおたけ手すき和紙保存会が最適と考え、指定しようとするものでございます。

指定期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間でございます。

以上、議案第25号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第26 議案第26号 大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定について

○議長（児玉朋也） 日程第26、議案第26号大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、14番田中議員には退席を願っておりますので、御了承願います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 米中和成 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（米中和成） 議案第26号大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

現在、大竹市阿多田児童館の管理は、社会福祉法人大竹市社会福祉協議会を指定管理者としてお願いしておりますが、先ほど議案第17号大竹市阿多田保育園設置及び管理条例の制定についてで申し上げたとおり、平成31年4月1日から、当該施設の設置目的を現状の利用実態に即した管理運営とするため、児童館から保育施設に転換する予定としております。

現在の大竹市阿多田児童館の指定期間は、平成33年3月31日までとなっておりますが、このたび大竹市阿多田児童館を廃止し、新たに大竹市阿多田保育園として条例を制定いたしますので、改めて社会福祉法人大竹市社会福祉協議会を指定管理者として指定を行うものでございます。

社会福祉法人大竹市社会福祉協議会は、これまで当該施設の開設当初から阿多田島の子どもたちの保育を長年行ってきた実績に加え、円滑な管理を行っていただいております。また、地域に精通している社会福祉法人大竹市社会福祉協議会が管理運営をすることにより、地域と調和した運営及び連携を可能とし、今後も阿多田島の子育て支援の充実が見込まれるため、引き続き社会福祉法人大竹市社会福祉協議会が最適と考え、指定しようとするものでございます。

指定期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間としております。

以上、簡単ではございますが、議案第26号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議案第27号 工事請負契約の締結について

○議長（児玉朋也） 日程第27、議案第27号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 坪浦伸泰 登壇〕

○建設部長（坪浦伸泰） 議案第27号工事請負契約の締結について説明申し上げます。

まず、今回提案させていただきます本庁舎耐震改修工事についてでございますが、現在の本庁舎は老朽化に加え、耐震診断により耐震性が確保されていないと診断されており、災害時における活動拠点施設としての役割を果たすため、耐震改修工事とあわせて防災拠点としての機能確保等を目的とした改修工事を行うものとするものでございます。

本議案を提出するに至った経緯でございますが、平成30年12月12日に入札公告を行い、平成31年1月7日の指名業者審査会を経て、1月25日に1者による入札を執行いたしました。

入札方式は、単独施工方式による条件つき一般競争入札により行ってございます。

入札の結果、8億2,700万円で落札した株式会社浅沼組広島支店と1月28日に工事請負の仮契約を締結いたしました。

契約金額は、落札額に消費税相当額を加算しました8億9,316万円でございます。

予定価格が8億9,358万1,200円と1億5,000万円を超えていることから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工期につきましては、議決の日の翌日から630日間でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第27号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第28～日程第32〔一括上程〕

議案第12号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理について

議案第13号 大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について

議案第28号 平成30年度大竹市一般会計補正予算（第4号）

議案第29号 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第30号 平成30年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（児玉朋也） 日程第28、議案第12号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理についてから日程第32、議案第30号平成30年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）に至る5件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第12号、議案第13号及び議案第28号から議案第30号までにつきまして、一括してその概要を御説明申し上げます。

初めに、議案第12号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理について御説明申し上げます。

本件は、消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が平成31年10月1日から10%に引き上げられることに伴い、各条例で定めている消費税及び地方消費税の課税対象となる使用料、手数料等について一括して改正しようとするものでございます。

公共施設の使用料と休日診療所、ごみ処理等の手数料に関する規定については、消費税法の規定により、平成31年10月1日以後の利用に係る使用料等を同日前に前納する場合も改定後の税率が適用されるため、施行期日を平成31年4月1日とし、経過措置により、平成31年10月1日以後の利用に係るものについて適用させ、平成31年10月1日より前の利用に係るものについては改正前の使用料等を適用することとしております。

また、水道料金等については、平成31年10月1日施行としております。経過措置として、平成31年10月1日以前から継続して使用しているもので、10月中に料金が確定するものについては、改定前の税率を適用することとしております。

続いて、議案第13号大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

現在、市政運営や諸計画の策定に当たり、市長からの諮問に基づき、調停、審査、調査等を行う附属機関と、市民、有識者、関係団体等から意見を聴取するために要綱等に基づき設置している会議等が存在しております。

それぞれ、市民、有識者等から聴取した意見を市政運営に反映させるという点では類似しておりますが、全く性質を異にするものであり、特に後者は設置根拠や聴取した意見の取り扱いが曖昧であるとの難点がございました。

そこで、地域福祉・高齢者施策に関し、市民、有識者等の参加者の意見を聴取している会議等について、今後は、合議体としての意見集約を行い、意思決定を行う機関と位置づけるための附属機関に加え、あわせて高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図る施策に関し、合議体として意思決定を行う機関を新たに附属機関に加える条例改正を行おうとするものでございます。

まず、大竹市地域福祉等推進協議会でございますが、地域福祉に関し、社会福祉法に規

定する地域福祉計画の策定及び変更に関する事項並びに成年後見制度の利用促進に関する基本的な事項の大きく2つの事項について、調査・審議を行う合議体として、新たに附属機関とするものでございます。

次に、大竹市老人ホーム入所判定委員会につきましては、養護老人ホーム等に入所を希望される方の措置に関し、入所措置の要否を判定する合議体として附属機関に加えるものでございます。

続きまして、大竹市高齢者福祉及び介護保険事業推進委員会につきましては、既存の老人福祉専門委員会及び地域密着型サービス運営委員会の2つの会議等を一本化し、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定や高齢者施策に関する事項、介護サービス事業者の指定等について合議体として意思決定をいただくため、附属機関とするものでございます。

なお、これにつきましては、平成30年度の介護保険制度の見直しにより、新たに居宅介護支援事業所の指定権限が市に移譲されるなど、市の権限が拡大する中で、より広範囲かつ専門的な見解をもとに行政運営を行う必要が生じていることが背景となっております。

次に、大竹市地域包括支援センター運営協議会につきましては、従前は地域包括支援センターの運営等に関し、適切、公正かつ中立な運営を確保するための意見を聞く場としておりましたが、その設置等に関し合議体としての意思決定をいただく場合があることが想定されるため、附属機関に加えるものでございます。

続きまして、大竹市移動等円滑化促進協議会でございます。高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るため、公共交通機関、建築物、公共施設等の一体的なバリアフリー化を推進する移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成及び変更並びに実施状況の評価に当たり、合議体として意思決定をいただく場合があることが想定されるため、新たに附属機関として設置するものでございます。

なお、まずは平成31年度に大竹駅を中心とした地区において、当該協議会に諮りながら基本構想の策定を目指すものでございます。

最後に附則でございますが、第1項において、本条例の施行期日を平成31年4月1日としております。また、第2項におきまして、大竹市地域福祉等推進協議会並びに大竹市高齢者福祉及び介護保険事業推進委員会の委員の任期の特例を定めております。

続きまして、議案第28号から議案第30号までの各会計補正予算につきましては、一括して説明申し上げます。

初めに、61ページからの議案第28号平成30年度大竹市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1億7,824万9,000円を追加し、予算総額を157億7,051万8,000円にするとともに、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により71ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、2,354万6,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、障害者医療費国庫負担金などの国庫支出金の前年度精算金として、国庫補助金等返還金を

2,490万2,000円計上するものでございます。

また、再編交付金事業を執行見込みに合わせて135万6,000円減額するものでございます。

第3款民生費は、2億6,700万7,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、再編交付金を財源として支援保育士配置事業や子育て支援関連施設整備事業を行うための、にこにこ子ども基金への積立金を2億6,500万円、障害福祉サービス給付費を2,075万9,000円計上するものでございます。

その他の事業につきましては、事業の執行見込みに合わせて補正予算措置するものでございます。

第6款農林水産業費は、537万1,000円を減額するものでございます。内容といたしましては、再編交付金事業を執行見込みに合わせて減額するものでございます。

第8款土木費は、8,110万9,000円を減額するものでございます。内容といたしましては、大竹市土地開発公社所有地売却に伴う赤字額に対して経営支援する土地開発公社経営健全化補助金を2,197万1,000円、市営住宅基金積立金を1,073万3,000円計上するほか、再編交付金事業等を執行見込みに合わせて補正予算措置するものでございます。

第9款消防費は、2万円を減額するものでございます。内容といたしましては、再編交付金事業を執行見込みに合わせて減額するものでございます。

第10款教育費は、2,580万4,000円を減額するものでございます。内容といたしましては、再編交付金を財源として小方学園プール市民開放事業を行うための教育環境充実基金への積立金を2,054万3,000円、国際ソロプチミスト大竹から児童図書購入のための指定寄附の申し出がございましたので、寄附金額に合わせて図書館の図書購入費を3万円計上するほか、再編交付金事業を執行見込みに合わせて補正予算措置するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、68ページからの歳入予算につきまして、御説明いたします。

第13款国庫支出金は、2億1,436万4,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、国から追加の交付決定がありました再編交付金を2億1,494万3,000円計上し、その他の国庫支出金につきましては、歳出予算の事業の執行見込みに合わせて補正予算措置するものでございます。

第14款県支出金は、歳出予算の事業の執行見込みに合わせて502万2,000円増額するものでございます。

第15款財産収入は、市営住宅御園2・3号棟跡地の一部を県道用地として県へ売却するため、土地売払収入を1,073万3,000円計上するものでございます。

第16款寄附金は、国際ソロプチミスト大竹からの児童図書購入寄附金を3万円、株式会社イズミゆめタウン大竹店からの社会体育事業寄附金を1万円計上するものでございます。

第17款繰入金は、歳出予算の事業の執行見込みに合わせて市営住宅基金繰入金を1,000万円減額するものでございます。

また、このたびの補正予算について、財政調整基金による財源調整を予定しているものでございます。

第20款市債は、5,100万円減額するものでございます。内容といたしましては、減収補

填償を3,100万円計上するほか、事業の執行見込みに合わせて補正予算措置するものでございます。

64ページの第2表繰越明許費の補正は、諸般の事情により年度内完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

65ページの第3款債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、入札などを事前に実施する必要があるものについて、債務負担行為の追加及び変更をするものでございます。

66ページの第4表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について変更するものでございます。

以上が、議案第28号平成30年度大竹市一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

続きまして、79ページからの議案第29号平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ6,825万9,000円を追加し、予算総額を35億6,975万9,000円にするものでございます。一般被保険者療養給付費、高額療養費、療養給付費等返還金を増額し、県支出金、財政調整基金繰入金、前年度繰越金などで調整するものでございます。

続きまして、84ページからの議案第30号平成30年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、債務負担行為の追加のみの補正を予定しているものでございます。今後の業務に備えるため、事前に契約する必要があるものについて債務負担行為の追加をするものでございます。

以上、議案第12号、議案第13号及び議案第28号から議案第30号までの提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本5件のうち、議案第12号及び議案第28号は総務文教委員会に、議案第13号、議案第29号、議案第30号の3件は生活環境委員会に付託いたします。お諮りいたします。

議事の都合により、2月28日から3月5日までの6日間、休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、2月28日から3月5日までの6日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。この際、御通知いたします。

2月28日午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を、3月4日午前10時から総務文教委員会を、その終了後、基地周辺対策特別委員会を、それぞれ第1委員会室で開会する旨各委員長から通知を受けています。ただいま御出席の各位には別に書面による通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

3月6日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

11時03分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年2月27日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 和 田 芳 弘

大竹市議会議員 大 井 渉